

プールの安全性確保めざし議員団で実態調査

埼玉県ふじみ野市の市営プールで発生した死亡事故は、多くの国民にショックを与えました。2年前には新潟県内の横越町(当時)のプールで小学6年生の男子児童が排水口に引き込まれて死亡する事故がおきており、こうした施設の安全管理のずさんさを改めてうきばりにしています。こうしたなかで、日本共産党議員団は7日、使用中止措置がとられている市内のプールのうち、高田公園プールと春日小学校プールを視察しました。

高田公園プールは、1982年(昭和57年)にオープンした施設です。私たちが視察した時には、排水口の蓋(ふた)の固定が終わっていて、県職員が検査に来ていました。このプールについては市の調査では異常無しとされていましたが、その後、県の調査で蓋が固定されていないことが判明したという経過があります。担当課長の説明では、調査にあたっては蓋が固定されているという思い込みがあったこと、県の指導要綱にも不十分さがあることが明らかにされました。

排水口蓋のボルトの一部に不具合があった春日小学校プールも修理が終わり、すでに水が張られていました。排水口蓋はステンレス製で、問題のボルトは入れ替えられ、固定されていました。排水口は排水の時だけでなく、水が循環する時には水の取り入れ口にもなっています。水面には軽い渦ができていて、流水プールでなくても危険があることを確認できました。

市内にあるプールは全部で99箇所。今度こそ、しっかりと安全性を確保し、子どもたちの楽しい声があふれる施設にしたいものです。日本共産党議員団では、今回の調査に基づいて安全対策の強化を求めていくことにしています。(写真は高田公園プールで7日撮影)



県指導要綱見直し安全装置二重化へ

新潟県福祉保健部は厚生労働省や文部科学省の通知を正しく伝えていなかったとして、1997年に告示した遊泳用プール指導要綱を改正することを明らかにしました。改正後は、排(環)水口の蓋を固定するとともに、遊泳者などの吸い込みを防止するために金具を設置するよう求め、安全装置の二重化を図ることになる模様です。下に厚生労働省、文部省(当時)の通知と県要綱の比較ができるように関係部分を掲載しました。

【遊泳用プールの衛生基準について...2001年7月、厚生労働省健康局長通知】

排水口及び循環水の取入れ口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ、ボルト等で固定させる(蓋の重量のみによる固定は不可)とともに、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置すること。また、蓋等を固定する場合には、触診、打診等により、蓋等の欠損・変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないかを確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。

【学校水泳プールの安全管理について...1996年5月、文部省体育局長通知】

学校水泳プールの排(環)水口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ・ボルト等で固定させる(蓋の重量のみによる固定は不可)とともに、吸い込み防止金具等を設置すること。

【新潟県遊泳用プール指導要綱...1997年3月】

排水口及び循環水の取入れ口には、遊泳者等が吸い込まれないように堅固な鉄製の格子状のふた又は網(以下「ふた等」という。)を設けてネジ、ボルト等で固定し、安全に排水等を行うことができる構造とすること。

9日の臨時議会の報告は次号に掲載します。ご了解ください。



「トキめき国体」ジュニアポスターコンクール優秀賞作品の1つ、南川小学校5年生金子愛さんの「がんばれ、ソフトテニス」

日本共産党上越市議員団ニュース

58 2006年8月13日

連絡先	杉本敏宏	524-3787	(東本町5)
	樋口良子	544-6802	(中門前3)
	橋爪法一	548-3628	(吉川区代石)
事務局長	上野公悦	530-2203	(頸城区中柳町)